

**令和4年第1回東洋町議会定例会会議録**

**(第 1 号)**

**令和4年3月3日(木)**

**東洋町議会**

余 白

# 令和4年第1回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場  
開 会 令和4年3月3日(木) 午前9時00分宣告  
出席議員 (7名) 議長 福島 登 君 副議長8番 西岡 尚宏 君  
1番 廣田 斎史 君 2番 安岡 良仁 君  
3番 高畠 俊彦 君 6番 今宮 裕明 君  
7番 田島 毅三夫 君  
欠席議員 (2名) 4番 武山 裕一 君 5番 小野 正路 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	長崎 正仁 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	北川 晃彦 君
総務課長	生松 克祐 君
税務課長	田岡 いずみ 君
住民課長	築地 仲音 君
産業建設課長	小池 昭平 君
教育次長	大坪 靖幸 君
地域包括支援 センター事務局長	近藤 真人 君
総務課長補佐	堀川 歩 君
住民課長補佐	田岡 伊織 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君
産業建設課長補佐	生田 憲一 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	伊吹 真貴博
事務局書記	廣田 知美

議事日程 別紙のとおり  
議事のでんまつ 別紙のとおり  
会議録署名議員 3番 高畠 俊彦 君 6番 今宮 裕明 君

令和4年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

令和4年3月3日(木) 午前9時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第4] 議案第2号 町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて
- [日程第5] 議案第3号 議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第6] 議案第4号 東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第7] 議案第5号 東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- [日程第8] 議案第6号 東洋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を定めることについて
- [日程第9] 議案第7号 東洋町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることについて

- [日程第10] 議案第8号 東洋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることについて
- [日程第11] 議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第12] 議案第10号 地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて
- [日程第13] 議案第11号 東洋町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第14] 議案第12号 令和3年度東洋町一般会計補正予算(第5号)を定めることについて
- [日程第15] 議案第13号 令和4年度東洋町一般会計予算を定めることについて
- [日程第16] 議案第14号 令和4年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第17] 議案第15号 令和4年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第18] 議案第16号 令和4年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第19] 議案第17号 令和4年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第20] 議案第18号 令和4年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて

- [日程第21] 議案第19号 令和4年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第22] 議案第20号 令和4年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第23] 議案第21号 令和4年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第24] 議案第22号 町道の路線認定について
- [日程第25] 議案第23号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
- [日程第26] 議案第24号 高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について
- [日程第27] 議案第25号 高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について
- [日程第28] 同意第2号 東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

議事のでんまつ

議長

(福島 登 議長)

おはようございます。

ただいまの出席議員は7名であります。

よって、定足数に達しております。

会議に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症等の予防のため、東洋町議会では、皆さまにマスクの着用と手のアルコール消毒をお願いしております。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

発言者のマスク着用についても、着用することとします。

マスク着用については、十分気を付けてください。

これより、令和4年第1回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間：9時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、条例11件、補正予算1件、当初予算9件、その他4件、人事1件の計26件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

武山裕一君から病気のため、小野正路君から体調不良のため、本日欠席の届け出がありました。

まず、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から令和3年11月から令和4年1月分の例月出納検査の結

町長	<p>果報告について、不都合は認められないとの報告が提出されております。</p> <p>以上をもって、諸般の報告を終わります。</p> <p>続いて、日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申し出がありました。これを許します。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸 町長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>議員の皆様におかれましては、何かとご多用のところ、令和4年第1回定例会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>現在、依然として新型コロナウイルス感染症の第6波が全国的に猛威を振るっている情勢にあります。本県でも2月12日から3月6日までの期間でまん延防止等重点措置の適用が、県下全域を対象に発出されているところでございます。</p> <p>このような状況下、2月7日に予定されておりました本町での知事行脚も延期となりまして、現在のところ、4月15日の日程で再調整をしているところでございます。</p> <p>県議会も開会されておりますけれども、国の予算や県予算を十分に検討いたしまして、活用できる施策については、連携して各種施策の推進に努めてまいりたいと思っております。</p> <p>本定例会には、執行部から合計26件の議案を提案させていただきます。内訳といたしましては、条例の改正案等11件、令和</p>
----	--



3年度の補正予算案1件、新年度当初予算案9件、人事案件1件町道の認定議案などその他の案件4件となっております。

ご審議のうえ、適切なご決定をお願いを申し上げます。

最初に、ワクチン3回目の追加接種についてご報告を申し上げます。新型コロナワクチン集団接種の3回目の実施につきましては、原則、2回目の接種完了者で18歳以上の方を対象にいたしまして、2月5日から接種を開始しているところでございます。

2月の接種者数は75歳以上の方455名、45歳以上74歳以下の方460名がすでに接種済みとなっております。

3月は、5日・6日で403名、26日・27日では202名が予約をしております、全体での3回目接種予定者は1612名、接種率は87.7%となる見込みでございます。

なお、5歳から11歳までの接種希望者は、15名となっております。3月5日、26日に完了する計画としております。

続きまして一般会計当初予算についてご報告申し上げます。

地方財政の根幹を成します地方交付税でございますけれども、令和4年度の本町への交付見込み額は、県試算では、対前年度3.6%の減となっております。

また、地方が財源不足を穴埋めするために発行できる臨時財政対策債は、国の税収増により発行額が抑制をされておまして、本町分の交付税振替発行可能額は、対前年度63.2%減の2千万円余となっております。

本年度も厳しい予算編成に変わりないところでありますけれども、当初予算の財源不足を補うために、基金からの繰入金、2

億 2 0 0 万円を計上いたした予算となっております。

3 年度の決算見込みを慎重に見極めながら、国土強靱化に向けた防災対策への予算確保は、昨年末の国の補正予算を有効活用いたしまして、1 6 ヶ月予算として、補正 5 号での繰越明許費は 3 億 3 4 0 0 万円となっております。新年度予算と一体的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

令和 4 年度一般会計予算総額でございますけれども、対前年度比では、0. 3 % 増の 2 7 億 9 4 0 0 万円としております。

普通建設事業費は、対前年度比 1 7. 3 % の減の 2 億 3 4 0 0 万円としております。本年度も起債の発行額を抑制することを念頭にいたしまして、事業の優先度を考慮しつつ、県工事負担金につきましても、全事業を今後の補正対応といたしてしております。国土強靱化など有利な方策として 3 年度の補正予算との関連もございまして、交付税確定後に事業量の進捗状況も見極めながら予算計上して参りたいと考えております。

本年度も補助事業といたしましては、木造住宅耐震改修、空き家改修、老朽住宅除却事業などの予算は継続して優先的に計上いたしてしております。

また、性質別での主な増減でございますけれども、人件費につきましても、2. 3 % の減となっております。

物件費につきましても、7. 9 % の増となっておりますけれども、これはデジタル関連経費などの影響で増額となっているところでございます。

補助費等も、1 0. 6 % の増となっておりますけれども、コロナの臨時交付金を活用いたしました地域振興券の発行経費などの計上で増額となっているところでございます。起債償還に要す

る公債費につきましては、昨今の防災対策などが重なっている影響で2.5%の増となっております。

人件費等の義務的経費の総額としては、0.8%の減となっております。できるだけ経常的経費を抑制しつつ、町独自の単独事業といたしまして、子育て世帯への支援策、在宅介護手当などを継続して予算計上いたしております。

また、一般会計を除く国保会計など8特別会計への操出金では、0.9%の伸びとなっております。また、令和4年度の国民健康保険特別会計では、国保税の引き上げ改訂を見送ることとした予算としておりますけれども、医療費の動向、被保険者数の増減などを再検証いたしまして、2030年度の県下統一保険税に向けまして、令和5年度以降、段階的に引き上げ改定をしなければならぬと考えているところでございます。

最後に阿南安芸自動車道の進展状況についてご報告をいたします。

昨年7月19日、海部・野根道路の、野根地区におけます、調印式に続きまして、本年1月13日には、同じく土佐国道事務所におきまして、県境の甲浦インターを含みます甲浦地区から、生見地区までの4.6kmの設計協議の調印式を行ったところでございます。これで海部野根道路の高知県側、6.8kmでございませけれども、全ての設計協議が完了したこととなります。

また、本年1月19日には、四国東南部連盟といたしまして、四国地方整備局への要望活動を実施しております。そして2月9日には、本庁舎大ホールにおきまして、10市町村が集まりまして、財務省、国交省へWeb形式での要望活動を実施いたしております。

既にマスコミ報道にもございましたけれども、国交省は2月25日、阿南安芸自動車道の、奈半利安芸道路のうち、安田から安芸間9.1kmを新規事業化、候補箇所として公表いたしております。事務手続きが完了する3月中旬頃には、正式決定となる見込みでございます。

阿南安芸自動車道の高知県側は、安田から奈半利間、3.9kmのみが未事業化区間となるわけでございます。

コロナ禍での要望活動は、日程や時間調整が困難な状況となっておりますけれども、災害時への備え、地域経済の活性化に不可欠な8の字ネットワークの早期整備に向けまして、今後とも県や地元選出国會議員、各期成同盟会との連携をより一層強化をいたしまして、予算の獲得と未事業化区間の事業化に取り組んで参りたいと考えております。

以上、簡単でございますけれども、令和4年3月定例会の行政報告とさせていただきます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島議員。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

(自席より)今町長の行政報告聞いていましたが、身体がものすごい不調に感じます。もしなにやったら、副町長なり代わってもらおうということはできるのですか。

議長

(福島 登 議長)

7番田島君、それはね、執行部が考えることですので。議員が

そういうことは、心配はあってもそういうことは言うことじゃないと思いますよ。先に進めていいですか。

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行いたいと思います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、3番、高島俊彦君、並びに6番、今宮裕明君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。

高島議会運営委員長。

議会運営委員会委員長

(高島 俊彦 議会運営委員長)

みなさん、おはようございます。

令和4年第1回定例会議会運営委員会の報告を行います。

2月28日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等につきまして協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日3日から、3月10日、木曜日までの8日間とする。

次に、運営につきましては、本日の開会日に、提出者から提案理由の説明を受け、本日3日の本会議散会后から、委員会及び議案審査のための休会、10日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。

次に、議案質疑は一問一答方式の時間制とし、新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮をし、議案全体で質疑時間を1人30分以内、答弁者も30分以内とする。

次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人20分以内とする。また、執行部の答弁時間も20分以内とする。なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。また、反問権も制限時間内に含めることとする。

次に、議案質疑の通告期限は、4日、金曜日、午後3時まで、一般質問の通告期限は、本日、3日、木曜日、正午までとする。

次に、消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書を総務教育民生常任委員会へ付託する。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

(福島 登 議長)

議会運営委員長の報告が終わりました。ここでお諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月10日までの8日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月10日までの8日間と決定しました。

日程第3、議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一

議長

部を改正することについての件から、日程第27、議案第25号、高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分についてまでの25件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

(松延 宏幸 町長)

それでは、ご提案を申し上げます。

議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求め。3月3日提出でございます。

続きまして、議案第2号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求め。

続きまして、議案第3号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求め。令和4年3月3日提出でございます。

議案第1号から第3号までの提案理由でございます。

昨年の人事院勧告により国家公務員の給与改定に準じまして、

町長

令和4年度の一般職の職員、特別職及び議会議員の期末手当の支給割合を引き下げるとともに、令和3年12月の期末支給分につきまして、令和4年6月の期末手当支給時に減額調整をしようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第4号でございます。東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和4年3月3日提出でございます。

提案理由でございます。一般職の職員の期末手当の改正に伴いまして、会計年度任用職員の期末手当支給上限割合を一般職と同様の割合に引き下げようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第5号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和4年3月3日提出でございます。

提案理由でございます。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布によりまして、地方税法等の一部改正の施行に伴いまして、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を減額するため改正をしようとするものでございます。なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

議案第6号でございます。東洋町特定教育・保育施設及び特定



地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和4年3月3日提出でございます。

提案理由でございます。子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

続きまして7ページでございます。議案第7号、東洋町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和4年3月3日提出でございます。

提案理由でございます。児童福祉法第34条の16第1項の規定により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

続きまして、議案第8号、東洋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和4年3月3日提出でございます。

提案理由でございます。児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。な

お、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

続きまして、議案第9号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和4年3月3日提出でございます。

提案理由でございます。昨年的人事院の意見申出により、国家公務員に係る、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、非常勤職員の育児休業等の取得要件が緩和されたことに伴いまして、条例を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第10号でございます。地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和4年3月3日提出でございます。

提案理由でございます。全国の消防団員の職務報酬につきましては、年額報酬と出動手当を支給するよう、消防庁官の通達を受けておるところでございます。本町は出動回数による支給のみであるため、今回新たに年額などの活動等報酬を本町消防団員条例に追加するため、本条例の消防団員の報酬額などを削除する改正をしようとするものでございます。内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして、議案第11号でございます。東洋町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和4年3月3日提出でございます。

提案理由でございます。議案第10号でご説明したとおり、新たに消防団員の年額などの活動等報酬を追加しようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして、議案第12号、令和3年度東洋町一般会計補正予算、第5号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和4年3月3日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ1791万4千円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8494万8千円とするものでございます。地方債では、借入限度額を補正いたしまして、繰越明許費では、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を計上いたしております。歳入では、地方交付税、国及び県支出金、町債を計上いたしております。歳出では、住民基本台帳システム改修委託料、農業用水路等寿命化・防災減災事業、学校保健特別対策事業などを計上いたしております。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第13号でございます。令和4年度東洋町一般会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定によ

り、議会の議決を求める。令和4年3月3日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9478万1千円と定めております。前年度比で783万1千円、0.28%の増となっております。また、債務負担行為の限度額を示し、地方債の借入限度額を1億8805万6千円、一時借入金の最高限度額を5億円と定めております。

令和4年度の主な事業といたしまして、自治体オンライン手続きシステム改修委託料、テレビ放送サブ受信点構築工事費、東洋町特定地域づくり事業協同組合補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、参議院議員選挙費、地域福祉計画策定委託料、押野及び川口地区の飲供施設配水管整備事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、安芸メルトセンター施設整備負担金、防災倉庫設置工事費、野根中学校避難階段設置工事、地域学校協働本部事業などを計上いたしております。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして、議案第14号、令和4年度東洋町住宅新築資金貸付事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和4年3月3日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6131万円と定めております。歳入では、県支出金、諸収入を計上いたしております。歳出では、事業費、前年度繰上充用金などを計上いたしております。なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第15号でございます。令和4年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和4年3月3日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2395万4千円と定めております。歳入では、国民健康保険税、県支出金、繰入金などを計上いたしております。歳出では、保険給付費、国民健康保険事業費納付金などを計上いたしております。なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続きまして16ページでございます。議案第16号、令和4年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和4年3月3日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4630万7千円と定めております。歳入では、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、繰入金などを計上いたしております。歳出では、保険給付費、地域支援事業費などを計上いたしております。なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

議案第17号でございます。令和4年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和4年3月3日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ116

0万3千円と定めております。歳入では、サービス収入、繰入金などを計上いたしております。歳出では、サービス事業費、公債費などを計上いたしております。なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

議案第18号でございます。令和4年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和4年3月3日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5024万7千円と定めております。歳入では、使用料及び手数料、繰入金、町債などを計上いたしております。歳出では、高規格道路下水道管移設委託料、公債費などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、産業建設課長補佐が説明をいたします。

議案第19号でございます。令和4年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和4年3月3日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3246万5千円と定めております。歳入では、事業収入、国庫支出金、繰入金、町債などを計上いたしております。歳出では、耐震管路整備工事費、公債費などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、産業建設課長補佐が説明をいたします。

続きまして、議案第20号でございます。令和4年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和4年3月3日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ6524万9千円と定めております。歳入では、観光施設事業収入を計上いたしております。歳出では、体験交流施設事業費、海の駅事業費などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続きまして、議案第21号、令和4年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和4年3月3日提出でございます。

提案理由でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ4629万3千円と定めております。歳入では、後期高齢者医療保険料、繰入金などを計上いたしております。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上いたしております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

議案第22号、町道の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により、下記のとおり町道の路線を認定することについて、議会の議決を求める。令和4年3月3日提出でございます。

提案理由でございます。今回の路線認定は2路線でございます。国道55号線の旧民宿生見坂へ進入路として利用している路

線及び甲浦坂トンネル上の町道瀧山線から東洋町防災ヘリポートまでの進入路として利用している路線を今回、町道として認定しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続きまして23ページでございます。議案第23号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和4年3月3日提出でございます。

提案理由でございます。令和4年4月1日付で津野山広域事務組合及び幡多中央環境施設組合が脱退することに伴いまして、規約を変更するものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第24号でございます。高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和4年3月3日提出でございます。

提案理由でございます。津野山広域事務組合が脱退することに伴いまして、財産処分をしようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして、議案第25号、高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和4



	<p>年3月3日提出でございます。</p> <p>提案理由でございます。幡多中央環境施設組合が脱退することに伴いまして、財産処分をしようとするものでございます。</p> <p>なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>それでは、議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。</p> <p>議案関係資料、新旧対照条文のそれぞれ1ページから2ページでございます。まず、新旧対照表にてご説明をいたします。</p> <p>この表は左側が改正前の旧と、右側が改正後の新となっております。</p> <p>ご説明いたします。期末手当、第16条第2項では、旧の期末手当の率を、太字のアンダーライン100分の127.5から、新の100分の120、0.075月分引き下げることとしております。年間では0.15月分になります。これは、去年の人事院勧告によるものでございます。</p> <p>次に、第3項では、再任用職員に係るものでございます。太字のアンダーライン、100分127.5の部分は前項の先ほどの一般職の期末手当の読替規定となっておりますので、先ほど申し</p>

上げた率から100分の120に、そして、期末手当の率を100分の72.5から100分の67.5の0.05月分引き下げることにしております。年間では0.1月分になります。

次に、議案関係資料の1ページから2ページにかけての附則をご覧ください。附則第2条では、令和4年6月に支給する期末手当の特例措置でございます。条文が長いので要約いたしますと、この6月に支給する期末手当については、先ほどご説明いたしました引き下げ率とは別に、さらに減額調整を行います。

この減額調整は、昨年12月の期末手当の支給を受けたもので、昨年の人事院の期末手当の引き下げ率0.15月分を減額するものでございます。再任用職員も同様でございます。

よって、この6月に支給される期末手当額は、人事院勧告による0.075月分、と併せて、昨年12月の期末手当の減額調整分を引いた額で支給することになります。なお、一般職全体のこの影響額は約507万円となっております。

続きまして、議案第2号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。

議案関係資料、新旧対照条文のそれぞれ3ページでございます。まず初めにお断りといたしまして、この改正内容は、先ほど議案第1号でご説明したとおり、期末手当の引き下げ率、減額調整も同様の改正でございますので、ここでは、その改正率のみを申し上げます。新旧対照条文をご覧ください。期末手当、第2条第2項では、期末手当の率を、太字のアンダーライン、100分の155から、100分の147.5の0.075月分引き下げる改正をしております。年間では0.15月分になります。

なお、特別職の影響額は約94万円となっております。

続きまして、第3号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。

議案関係資料4ページ、新旧対照条文4ページから5ページでございます。これもですね、この改正内容は、議案第2号でご説明した内容と全く同じとなります。率も同じでございますので、割愛をさせていただきます。

なお、議員報酬の影響額は約37万円となります。

続きまして、議案第4号、東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。

議案関係資料5ページ、新旧対照条文6ページから8ページでございます。なお、新旧対照条文でご説明をいたします。

期末手当第13条はフルタイム会計任用職員、次のページの第20条はパートタイム会計年度任用職員と分かれておりますが、改正内容として同じでございますので、一括してご説明をいたします。

期末手当の率を100分の130から100分の120としております。これは、一般職の職員の期末手当の読替規定でございますので、一般職の職員の期末手当に合わず改正としております。また、会計年度任用職員の期末手当はその率の範囲内で期末手当を支給するということになっております。

なお、令和4年度の期末手当の率は、6月は0.7月と12月は0.8月としております。

<p>議長</p>	<p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡税務課長。</p>
<p>税務課長</p>	<p>(田岡 いずみ 税務課長)</p> <p>おはようございます。私の方から議案第5号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについてご説明いたします。</p> <p>今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布による地方税法等の一部改正施行に伴い本町の国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。主な改正内容は、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額についての軽減などとなっております。</p> <p>改正条文は、議案関係資料の6ページから9ページとなっております。新旧対照表につきましては、9ページから30ページまでとなっております。</p> <p>主な改正内容について、新旧対照表及び資料によりご説明をいたします。</p> <p>まず、新旧対照表の9ページでございます。第3条、第5条の見出し、また13ページ以降の第23条に、基礎課税額の、を加えております。本町の基礎課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定をした所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額となっております。</p> <p>次に、17ページでございます。第23条第2項第1号では、未就学児1人についての均等割基礎課税額について、第2号では後期高齢者支援金等課税額分の均等割額を定めております。こち</p>

らにつきましては、議案第5号関係資料でご説明をいたします。  
第23条第2項では、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険に加入する全世帯の未就学児に係る国民健康保険税の均等割について、その5割を軽減することについて定めております。未就学児とは、6歳に達する日以後の最初3月31日以前である児童です。均等割につきましては、低所得者世帯ではその所得に応じて7割軽減・5割軽減・2割軽減となっております。今回の軽減では、7割軽減世帯の未就学児の場合、残り3割の半分1.5割を軽減をすることから合計で8.5割軽減となります。同様に5割軽減世帯の未就学児の場合、残りの5割の半分2.5割を軽減することから7.5割軽減となり、2割軽減世帯の未就学児の場合では残り8割の半分、4割を軽減することから6割軽減となります。また、軽減なし世帯の未就学児については、5割軽減となります。

改正後の未就学児の均等割額につきましては別添資料のとおりです。7割軽減世帯の場合では基礎課税額分3600円、後期支援分では1050円となります。

5割軽減世帯では、基礎課税額分6千円、後期支援分では1750円、2割軽減世帯では基礎課税額分9600円、後期支援分2800円、軽減なし世帯では基礎課税額分1万2千円、後期支援分3500円の改正となっております。

以上が国民健康保険税条例の主な改正内容となっております。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(福島 登 議長)

近藤 地域包括支援センター事務局長。

議長

地域包括支援センター事務局長

(近藤 真人 地域包括支援センター事務局長)

おはようございます。それでは私から、議案第6号、東洋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を定めることについて、ご説明いたします。

議案関係資料の10ページをお願いいたします。

子ども子育て支援法に基づき、施設型給付費や地域型保育給付費による町の財政支援を受ける事業者、として町の確認を受けた、保育所や幼稚園等の教育・保育施設の設置者、や、家庭的保育事業等の事業者、が事業の運営に関して遵守すべき基準を定めるために本条例を制定するものでございます。

第3条で利用定員、運営、給付費の基準を規定しておりますが、詳細につきましては議案関係資料とは別に配布しております、議案第6号資料が省令の内容となっておりますので、後ほどご参照ください。令和4年4月1日から施行としております。

議案第6号については以上です。

続きまして、議案第7号、東洋町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることについて、ご説明いたします。議案関係資料の12ページをお願いいたします。

児童福祉法で市町村の認可事業として位置付けられた、地域型保育事業の事業者が事業所の設備や運営に関して遵守すべき基準を定めるために本条例を制定するものでございます。

第3条で地域型保育事業の4類型、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、の設備や運営の基準を規定しておりますが、詳細につきましては議案関係資料

とは別に配布しております議案第7号資料が省令の内容となっておりますので、後ほどご参照ください。令和4年4月1日から施行としております。

議案第7号については以上です。

続きまして、議案第8号、東洋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることについて、ご説明いたします。議案関係資料の14ページをお願いいたします。

児童福祉法の規定に基づき、保護者が労働等により日中留守にする家庭の小学生に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用して遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る、放課後児童健全育成事業の事業者が設備や運営に関して遵守すべき基準を定めるために本条例を制定するものでございます。

第3条で設備、職員、運営の基準を規定しておりますが、詳細につきましては議案関係資料とは別に配布しております、議案第8号資料が省令の内容となっておりますので、後ほどご参照ください。令和4年4月1日から施行としております。

議案第8号については以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

(福島 登 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

それでは、議案第9号、職員の育児休業等に関する条例の一部

を改正することについて、ご説明をいたします。

議案関係資料16ページから17ページ、新旧対照条文31ページから34ページで、新旧対照条文でご説明をいたします。

まず初めに、この改正は、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するために改正するものでございます。改正内容が複雑でございますので、簡潔にご説明をいたしますと、まず第2条では、非常勤職員の在職期間が1年以上ないと育児休業ができなかったということでございますが、その要件を廃止するために新の方で削除しております。次に33ページから34ページにかけて、第23条では、妊娠、出産した職員に対し育児休業制度などを知らせる措置を講ずるということございまして、それを条文化しております。また、次のページの第24条では、育児休業の承認に関し、円滑に行われるようにするために、研修、相談、勤務環境の整備を講じなければならないということ条文化した改正内容となっております。これにより、非常勤職員は採用当初から育児休業が取得できるということになります。という改正になります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

(福島 登 議長)

課長続いてある。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

続きまして、議案第10号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。



議案関係資料 18 ページから 19 ページ、新旧対照条文 35 ページで、新旧対照条文にてご説明をいたします。

消防団の報酬については、年額報酬と出動手当と、次に議案でご説明します、本町の消防団員の条例に新たに追加するというようにするために、本条例の消防団員の団長、副団長、分団長、団員の報酬をすべて削除という改正にしております。

続きまして、議案第 11 号、東洋町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。議案関係資料 20 ページから 21 ページ、新旧対照条文 36 ページから 38 ページでございます。新旧対照条文でご説明をいたします。

議案第 10 号においてご説明をしたとおり、消防団の報酬については、本条例に新設するものでございます。新の欄をご覧ください。第 13 条第 1 項では、年額報酬を支給するものとし、第 2 項では、年額報酬とは別に出勤等した場合の報酬を支給するものとし、第 3 項では、1 の年度で 1 回も出勤のない団員には年額報酬を支給しない条文を新たに追加しております。

37 ページの新しい別表第 1 をご覧ください。これらは年額報酬を指しておりますが、これらの金額は消防庁官通達の年額報酬の 3 万 6 5 0 0 円が基本という考え方がございまして、基本としまして、それからさらに近隣の市町村の年額報酬を参考にして定めております。

団長の年額報酬 8 万 2 5 0 0 円から副団長、分団長とずーっと記載しておりまして、団員の 3 万 6 5 0 0 円までと階級に応じて定めております。

次に、38ページの第2表でございます。これは、出勤等の報酬にあたります。活動等内容につきましては、水防、火災、捜索などのところは1回につき8千円、次に練習、訓練、広報などのところにつきましては、1回4千円と定めております。

年額報酬、出勤報酬を今回支給するという改正にしておりますが、これは改めて申し上げますと、消防庁からの通達によります。これは全国的に消防団員の確保が難しくなっているという状況を鑑みまして、年額報酬と出勤手当を支給しなさいというような通達になっておりまして、全国的にみても、本町だけが年額報酬してなかったということのようです。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

ここで一度休憩します。再開は10時半です。

(休憩時間：10時12分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：10時30分)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

それでは、議案第12号、令和3年度東洋町一般会計補正予算、第5号を定めることについてご説明をいたします。

予算書の1ページお願いいたします。

第1条、今回の補正では、歳入歳出それぞれ1791万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8494万8千円とするものでございます。

	<p>4 ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第 13 号、令和 4 年度東洋町一般会計予算を定めることについてご説明をいたします。 予算書の 1 ページをお願いいたします。 今回の当初予算では、歳入歳出それぞれ 27 億 9478 万 1 千円としております。前年度と比較して、783 万 1 千円、0.28% の増額となっております。 3 ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p> <p>住民課長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地住民課長。</p> <p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>私の方からは、議案第 14 号、令和 4 年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて、ご説明いたします。予算書の 1 ページをお願いします。 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 6131 万円と定めるものです。 前年度より変更のあった予算について、事項別明細書よりご説明をさせていただきます。 6 ページをお願いします。 (予算書に基づき説明)</p>

	<p>続いて、議案第15号、令和4年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて、ご説明いたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いします。</p> <p>歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億2395万4千円と定めるものです。</p> <p>前年度より変更のあった予算について、事項別明細書よりご説明させていただきます。</p> <p>7ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>
近藤 地域包括支援センター事務局長	<p>近藤 地域包括支援センター事務局長。</p>
地域包括支援センター事務局長	<p>(近藤 真人 地域包括支援センター事務局長)</p>
	<p>それでは、私から、議案第16号、令和4年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて、ご説明いたします。</p>
	<p>予算書1ページをお願いいたします。</p>
	<p>予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億4630万7千円を計上しております。対前年度比では4298万3千円の減額となっております。8ページをお願いいたします。</p>
	<p>(予算書に基づき説明)</p>
	<p>続きまして、議案第17号、令和4年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについてご説明いたします。</p>
	<p>予算書1ページをお願いいたします。</p>
	<p>予算の総額は、歳入歳出それぞれ1160万3千円を計上して</p>

<p>議長</p>	<p>おり、対前年度費では170万円の減額となっております。 6ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)</p> <p>(福島 登 議長) 手島産業建設課長補佐。</p> <p>(議員側自席より、議長、もうちょっとゆっくりお願いしたいな。お願いできませんか。もうちょっとスピードを。との発言あり)</p> <p>じゃあ説明もう少しゆっくりとお願いします。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(手島 憲作 産業建設課長補佐) 議案第18号、令和4年度東洋町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお願いいたします。 歳入歳出の総額をそれぞれ1億5024万7千円としております。2ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長) 生田産業建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(生田 憲一 産業建設課長補佐) それでは私の方から、議案第19号、令和4年度東洋町簡易水道事業特別会計予算についてご説明いたします。</p>

<p>議長</p>	<p>予算書 1 ページをお願いします。</p> <p>歳入歳出の総額をそれぞれ 1 億 3 2 4 6 万 5 千円としています。 2 ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>それでは私の方から令和 4 年度東洋町観光施設事業特別会計予算についてご説明申し上げます。</p> <p>予算書の 1 ページをお願いします。</p> <p>歳入歳出の総額をそれぞれ 6 5 2 4 万 9 千円としております。</p> <p>2 ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>議案第 2 1 号、令和 4 年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについてご説明いたします。</p> <p>予算書の 1 ページをお願いします。</p> <p>歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 6 2 9 万 3 千円と定めるものです。前年度より変更のあった予算について事項別明細書よりご説明させていただきます。 6 ページをお願いします。</p>

<p>議長</p>	<p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>それでは私の方から、議案第22号、町道の路線認定についてご説明申し上げます。</p> <p>お手元に配布してあります、議案関係資料の22ページをご覧くださいと思います。こちらの方ですが。</p> <p>22ページの次のページ、ページ数振ってませんが、申し訳ありませんが、位置図をお示ししておりますので、そちらをご覧くださいと思います。よろしいでしょうか。まず初めに、路線番号2017、路線名生見14号線についてご説明いたします。この路線は関係資料の位置図にお示ししてありますとおり、国道55号から今看板が立っているのですが、民宿生見坂へ渡る、延長7m、幅員5mの道路でして、そのうち、橋梁部分は延長5.85m、幅員2.65mでございます</p> <p>現在は、国管理の道路となっておりますが、橋を渡った先は行き止まりとなっております、国の管理は不要であるということから、町へ移管されるものでございます。</p> <p>なお、橋梁につきましては、補修済であり健全な橋梁であると確認しております。</p> <p>次に、すみません、ページを1枚めくっていただきまして、A3の資料が付いていると思いますが、そちらの方をご覧ください。路線番号2018、路線名生見ヘリポート線についてご説明</p>

	<p>申し上げます。</p> <p>この路線は、国道55号から生見パイロットへと続きます、町道瀧山線から、ヘリポートへ繋ぐ現在工事中の延長356m、幅員5mの未舗装部分を町道ヘリポート線として認定しようとするものでございます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ここで休憩します。再開は午後1時30分です。</p> <p>(休憩時間：11時55分)</p>
7番議員	<p>7番、田島君。(再開時間：13時30分)</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>(自席より)訂正箇所でもとんとんと言えんか。</p> <p>近藤地域包括支援センター事務局長。</p>
地域包括支援センター事務局長	<p>(近藤 真人 地域包括支援センター事務局長。)</p> <p>すみません、印刷ミスの関係で、全部差し替えになります。全部の差し替えです。</p> <p>(議員側自席より、間違っちゃったところが全部じゃないんやろ。その間違っちゃったとこを簡単に言えんのかと。との発言あり)</p> <p>奇数ページだけになってましたので。</p> <p>(議員側自席より、ページの間違えだけか。との発言あり)</p> <p>偶数ページが抜けてました。</p>



議長

(福島 登 議長)

みなさん、よろしいですか。

(議員側自席より、説明したらわかるんよ。差し替えです…  
了解。との発言あり)

みなさん、いいですか、偶数ページが抜けていたということ  
です。かまいませんか。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

生松税務課長。生松総務課長。失礼しました。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

それでは、議案第23号、高知縣市町村総合事務組合を組織す  
る地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約  
の変更について、ご説明をいたします。

議案関係資料23ページ、新旧対照条文39ページから41ペ  
ージでございます。新旧対照条文にてご説明をいたします。

高知縣市町村総合事務組合の構成団体でございます、津野山広  
域事務組合及び幡多中央環境施設組合、これはいずれも清掃、ゴ  
ミ処理等の組合でございますが、高知縣市町村総合事務組合退職  
手当条例の対象となる職員がいなくなったことから令和4年4  
月1日から脱退するもので削除するものでございます。

続きまして、議案第24号、高知縣市町村総合事務組合から津  
野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について、ご説  
明をいたします。議案関係資料24ページでご説明をいたしま

す。財産処分でございます。津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分は、高幡東部清掃組合に帰属するというものでございます。これは職員がその組合から所属が異動したということになります。以上でございます。

続きまして、議案第25号、高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分についてでございます。議案関係資料25ページでご説明をいたします。

財産処分でございます。幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分は、負担金条例の規定により100分の98の額とその団体の職員に支給した退職手当の総額との差額を還付するというものでございます。これは本議会での議決が必要になってまいりましたので、今回上程させていただきました。

以上でございます。

(福島 登 議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明がすべて終わりました。

ここでお諮りします。

議案第13号、令和4年度東洋町一般会計予算を定めることについての件から、議案第21号、令和4年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについてまでの9件は、質疑を省略し、議会委員会条例第5条の規定による、議長を除く6人の委員で構成する、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議長

(自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第21号までの9件は、質疑を省略し、議長を除く6人の委員で構成する、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。お諮りいたします。ただいま設置されました、予算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第3項及び第4項の規定により、お手元に配布してあります名簿のとおり、1番、廣田斎史君、2番、安岡良仁君、3番、高畠俊彦君、6番、今宮裕明君、7番、田島毅三夫君、8番、西岡尚宏君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま、選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行って下さい。場所は、議員控え室でお願いします。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長が、ともにおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、直ちに議長に提出をして下さい。

ここで15分間ほど、休憩します。再開は1時55分です。

(休憩時間：13時39分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：13時55分)

予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告します。

委員長に、今宮裕明君、副委員長に、西岡尚宏君、以上であります。

日程第28、同意第2号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

(松延 宏幸 町長)

同意第2号でございます。東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、次の者を東洋町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方自治法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。令和4年本日提出でございます。

氏名は光本速雄氏でございます。生年月日は昭和33年10月17日生まれでございます。住所は高知県安芸郡東洋町大字白浜177番地24、任期は令和4年3月19日から令和7年3月18日となっております。

町長

議長

提案理由でございますが、令和4年3月18日をもちまして、固定資産評価審査委員の田辺委員が任期満了となります。

後任に、光本速雄氏を選任したいと存じますので、よろしくお願いたします。なお、身上調書は別紙のとおりでございますので、ご参照を願います。以上でございます。

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第2号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は6名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、今宮裕明君、並びに7番、田島毅三夫君を指名します。

投票用紙を配布させます。(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(自席より、なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。(投票)

投票漏れはありませんか。

(自席より、なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

6番、今宮裕明君、並びに7番、田島毅三夫君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数6票、うち有効投票6票、無効投票0票であります。  
有効投票中、賛成5票、反対1票。

以上のおりであります。

よって、同意第2号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。(議場閉鎖解除)

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。

ここでお諮りします。

冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会後から10日まで休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、10日、午前9時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。

休憩の後、役場2階の大ホールにおいて、予算審査特別委員会を開催します。時間は、午後2時15分からです。

次回の議会放送は10日、木曜日、午前9時から開始します。

これにて議会放送を終了します。

どうも、お疲れさまでした。

(散会時間：14時03分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員